

青警本運免第441号

平成28年7月13日

各所属長 殿

青森県警察本部長

「運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞」の実施要領について

運転免許を取り消すとき（以下「取消処分」という。）又は運転免許の効力を90日以上停止しようとするとき（以下「長期の停止処分」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条及び第104条の2の規定により、意見の聴取又は聴聞（以下「意見の聴取等」という。）を行っているところであるが、その実施要領については、下記のとおりであるので、対応に誤りのないようにされたい。

記

1 主宰者の心構え

意見の聴取等は、「道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則」（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「国家公安委員会規則」という。）第3条及び「青森県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」（平成8年青森県公安委員会規則第9号）第3条の規定により、必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる認められた警察職員が主宰することとなっている。

主宰者となる警察職員は、

○ 主宰者の役割は、事実認定、法律適用の判断の正当性及び処分内容の適否を確認するものであること。

○ 意見の聴取等は、それに出席した当事者や代理人（以下「当事者等」という。）が、弁明や有利な証拠の提出など意見陳述する場であり、殊更、当事者等の落ち度を指摘したりする場ではないこと。

を自覚し、良心に従い、法令に基づいて忠実にその職務を執行すること。

2 意見の聴取等の秩序維持に関する指示

主宰者は、「聴聞等の秩序維持に関する規則」（平成4年国家公安委員会規則第1号）の規定に従い、当事者等や傍聴人に対し、

○ 静粛に議事を聞くこと。

○ みだりに自席を離れないこと。

○ 主宰者の指示に従うこと。

等について遵守することを求め、遵守しない者に対しては、退場その他必要な事項を命ずるなど、意見の聴取等の秩序維持に関する措置を行うことができる。

なお、退場等の措置を行う場合には、事前に警告するほか、措置内容及び時間等を記録化するなど、後日の紛議に備えること。

3 補助者の陪席及び職務

主宰者は、意見の聴取等を実施するにあたり、運転免許課員を補助者として陪席させること。

補助者は、行政手続法(平成5年法律第88号)第20条第1項及び国家公安委員会規則第9条に定められている冒頭手続並びに意見の聴取等の審理内容の記録を行うこと。

4 意見の聴取等に出席する際の服装

主宰者及び補助者(以下「主宰者等」という。)が意見の聴取等を実施する際の服装は、端正な私服とする。

なお、主宰者等は、運転免許の行政処分を行う行政庁を明らかにするため、取消処分に関する意見の聴取等では、取消処分が青森県公安委員会の権限に属することから、「青森県公安委員会」と表示された名札を、長期の停止処分に関する意見の聴取等では、長期の停止処分が「青森県公安委員会の事務の委任に関する規則」(昭和42年青森県公安委員会規則第9号)の規定により、本職の権限に属することから、「警察庁舎における警察職員の身分識別の徹底について」(平成28年3月24日付け青警本務第529号)の職員識別カードを着装すること。

担当：運転免許課行政処分係